

「第10回ふるさと秋田文学賞」作品募集要項

1 募集作品

・テーマ

秋田県を舞台、あるいは秋田県内の自然・文化・風土・人物・物産などを題材とします。

・部門

(1) 小説の部

(2) エッセイ・紀行文の部

2 応募規定

○原稿

・枚数

【小説】・・・・・・・・・・A4判の400字詰め原稿用紙換算で50枚以内(厳守)

【エッセイ・紀行文】・・A4判の400字詰め原稿用紙換算で10枚以内(厳守)

・原稿は縦書きとし、電子データでの応募は不可とします。

(ワープロ原稿はA4判横長の白紙に30字×40行の縦書きで印字し、400字詰め原稿用紙換算枚数を明記すること。)

・日本語で書かれた自作未発表のものとしします。

○表紙

・応募作品には次の事項を明記した表紙を付けてください。

①応募部門、②題名(ふりがな)、③原稿用紙換算枚数、④氏名(ふりがな)、ペンネーム(使用する場合のみ)、⑤郵便番号、⑥住所、⑦電話番号、⑧年齢、⑨性別、⑩職業(学生の場合は学校名)、⑪引用または参考にした資料・文献、⑫募集を知ったきっかけ(過去に応募、リーフレット、公募ガイド、新聞、ウェブサイト名など)

○あらすじ

・【小説の部】は、200字程度にまとめた「あらすじ」を表紙の次ページに添付してください。

○応募部数

・作品は、4部お送りください。(コピー原稿可。必ず通しページ番号を付け、表紙、あらすじを書いた紙を添付の上、右肩をクリップ等で綴じること。)

○その他

・表紙、ワープロ原稿の様式は、ウェブサイト「美の国あきたネット」でダウンロードすることができます。

・〈表紙〉に記入された個人情報、本文学賞に関するもの以外には使用しません。

・応募作品は一切返却しませんので、あらかじめご了承ください。

・各部門一人1編に限り、同一部門への二重投稿は失格となります。

・入賞作品の著作権は主催者に帰属します。(ただし、主催者は著作者本人の意向を尊重し、作品を広められるよう配慮するものとしします。)

3 応募資格

年齢・職業・国籍を問わず、どなたでも応募できます。

4 選考委員

< 1次選考委員 >

柴山 芳隆 氏 (秋田市在住の作家)

< 最終選考委員 > (五十音順)

内館 牧子 氏 (秋田市出身 脚本家)

塩野 米松 氏 (仙北市：旧角館町出身 作家)

橋本 五郎 氏 (三種町：旧琴丘町出身 読売新聞特別編集委員)

5 賞

(1) 【小説の部】

ふるさと秋田文学賞…1編 (正賞/賞状 副賞/賞金50万円)

ふるさと秋田文学賞(佳作)…1編 (正賞/賞状 副賞/賞金5万円)

(2) 【エッセイ・紀行文の部】

ふるさと秋田文学賞…1編 (正賞/賞状 副賞/賞金20万円)

ふるさと秋田文学賞(佳作)…1編 (正賞/賞状 副賞/賞金2万円)

※入賞者には、後日、受賞作品集を贈呈します。

6 選考結果の発表

- ・令和5年10月中旬、入賞者に直接通知するとともに、ウェブサイトに掲載します。
- ・表彰式は、令和5年10月下旬～11月上旬に開催予定の読書活動啓発イベント(秋田市で開催)で行います。

7 作品募集期間

令和5年4月3日(月)から7月31日(月)まで

※郵送(当日消印有効)又は持参(平日午前9時～午後5時)してください。

8 主催

秋田県

9 応募・問合せ先

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

秋田県観光文化スポーツ部 文化振興課 読書活動・文化芸術推進チーム

「ふるさと秋田文学賞」担当

TEL 018-860-1530 (平日：午前9時～午後5時)

・応募の宛名には「『ふるさと秋田文学賞』担当」を明記してください。